

みんなで知ろう！

子どもの権利条約



World Vision

この子を救う。未来を救う。

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、世界中のすべての子どもたちがもっている“権利”について定めた条約です。1989年に国連で採択（さいたく）されました。世界196の国と地域がこの条約を締約（ていやく）しています。前文と第1～3部で構成（こうせい）され、権利の内容は以下（いか）第1部の40条（じょう）で定められています。

1

「子ども」とは、18才になっていないすべての人のことです。



2

子どもは、国、性別、言語、宗教、意見、障がいなどによって差別されません。

3

子どもに関係あることをする時には、「子どもにもっともよいこと」を考えなければなりません。

4

国は子どものために法律をつくり、他の国の人々とできるかぎり協力して、子どもの権利を守ります。

5

親（またはほごしゃ）は子どもの心やからだの成長に合わせて、教え、指導することを大切にします。

6

すべての子どもは生きる権利、育つ権利を持っています。



7

うまれたら登録（こさ）れ、名前と国籍（こくせき）を持ちます。

8

名前、国籍（こくせき）、家族の関係がうばわれないように守られます。

9

親と引き離（はな）されない権利があります。



10

離（はな）れになった家族がもう一度会うとき、国はその家族ができるだけ早く出入国できるようにします。

11

国は子どもがむりやり国の外へ連れ出されたり、自分の国に戻れなくなったりすることがないようにします。

12

自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。

13

話したり、書いたり、印刷したり、えがいたり、作ったり、自分で選んだ方法で自由に表現することができます。

14

国は、思想、良心、宗教について子どもが自由に選ぶことを大切にします。

15

国は子どもが自由に集まる権利があることを認めます。

16

子どもは、家族、住所、電話や手紙などのプライバシーが守られます。また、誇（ほこ）りを傷つけられない権利をもっています。

17

自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は子どもにとって良い情報が広がるようにします。

18

子どもを育てる責任（せきにん）は親（おや）にあり、国はその手助けをします。

19

親（またはほごしゃ）が子どもの心や体を傷つけたり、育てないでいるときには、国が子どもを守ります。

20

家族といることがその子どもにとってよくない時は、国から守ってもらえます。

21

子どもを養子（ようし）にする時は、しっかり調べて、子どもにとって、もっともよいことを考えてします。

22

難民（なんみん）の子どもは特別に守られ、助けを受けることができます。

23

心や体に障がいを持つ子どもは、誇（ほこ）りを傷つけられることなく、自立や社会参加（さんか）することが認められます。

24

子どもはいつでも健康でいられるように病気やけがをした時にちりょうを受けます。

25

病院や、しせつに入っている子どもは、その扱いがその子どもに合ったあつかいを受けているか定期的に確認されます。

26

生活していくための十分なお金がない時には国から支援（しえん）を受けられます。

27

心と体が健やかに成長できるように食べ物や着るもの、住むところなど、人として生活するための水準（すいじゅん）が守られます。

28

すべての子どもに教育を受ける権利があり、国は子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。

29

教育は、その子どもの性格や能力、心や体の力を伸ばすことを目的としています。

30

少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもはその民族の文化や宗教、言葉をもつ権利があります。

31

子どもは、休んだり、年れいに合った遊びをしたり、文化芸術活動に参加する権利をもっています。

32

国は、子どもがむりやり働かされたり、仕事のために教育を受けられなくなったりすること、成長によくない仕事などから子どもを守ります。

33

国は、子どもが麻薬（まやく）や覚せい剤などを使うことから守ります。生産や売り買いに子どもを使ったりすることがないように法律をつくり、教育もします。

34

国は、子どもが性的に働かされたり、心やからだを傷つけられることがないように守らなければなりません。

35

国は、子どもがゆうかいされたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。

36

国は、どんなかたちでも、さくしゅ（幸せをうばってだれかが得するために利用すること）からも子どもを守ります。

37

どんな子どもに対しても、ごうもんや人間的ではない扱いをしてはなりません。また、死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。

38

国は、15歳になっていない子どもが兵士として使われることがないようにします。また、戦争に巻き込まれた子どもは特別に守ります。

39

国は、世話をしないで、ほうっておかれたり、ごうもんや戦争、ぎゃくたいにより心や体が傷付けられることなどから回復し社会に戻れるようにします。

40

罪をおかしたとされた子どもはほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどった時に自分の役割を果たせるようになることを考え扱われる権利をもっています。

「子どもの売買（ばいばい）、買春（かいしゅん）及び児童（じどう）ポルノに関する議定書（ぎていしよ）」国は、子どもが売られたり、買われたり、性的な目的でお金と引きかえにされたりしないよう守らなければなりません。

「武力紛争（ぶりよくふんそう）への子どもの関与（かんよ）に関する議定書」国は、法律にもとづいた戦争だけではなく暴力（ぼうりよく）によって相手をうちたおすことが子どもにあたえる影響（えいきょう）が大きいことを考え、子どもをねらうことや学校や病院など子どもがたくさんいる場所などを直接こうげきすることを非難（ひなん）します。

「通報（つうほう）手続きに関する選択議定書（せんたくぎていしよ）」国は、子どもが自分の権利をおかされた時に救（すく）い助けてもらうことができる仕組みをつくらなければならない。